

港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(令和元年港区条例第十二号) 新旧対照表

改正案

現行

<p>(前略)</p> <p>第十四条第一項中「第二十八条第一項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において」を「第二十七条第一項の施設型給付費をいう。以下」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第二項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。</p> <p>(中略)</p> <p>第三十五条第一項及び第二項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第三項中「に特別利用保育を」の下に「、施設型給付費には特例施設型給付費（法第二十八条第一項の特例施設型給付費をいう。次条第三項において同じ。）を、それぞれ」を加え、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「と」するを「と、第十三条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げ</p>	<p>(前略)</p> <p>第十四条第一項中「第二十八条第一項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項」を「第二十七条第一項の施設型給付費をいう。以下この項、第十九条及び第三十六条第三項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第二項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。</p> <p>(中略)</p> <p>第三十五条第一項及び第二項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第三項中「に特別利用保育を」の下に「、施設型給付費には特例施設型給付費（法第二十八条第一項の特例施設型給付費をいう。次条第三項において同じ。）を、それぞれ」を加え、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「と」するを「と、第十三条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げ</p>
---	---

る額」とあるのは「法第二十八条第二項第二号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項第三号ロ(1)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号ロ(2)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」と改める。

第三十六条第一項及び第二項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第三項中「に特別利用教育を」の下に「、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ」に、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、第十三条第四項第三号中「除き、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。」とあるのは「除く。」を「法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」の総数」と、第十三条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第二十八条第二項第三号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項第三号ロ(1)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは、「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号ロ(2)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」に改める。

る額」とあるのは「法第二十八条第二項第二号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項第三号ロ(1)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号ロ(2)中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする」に改める。

第三十六条第一項及び第二項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第三項中「に特別利用教育を」の下に「、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ」に、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、第十三条第四項第三号中「除き、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。」とあるのは「除く。」を「法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」の総数」と、第十三条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第二十八条第二項第三号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項第三号ロ(1)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは、「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号ロ(2)中「除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」に改める。

(中略)

第五十条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第十四条第一項中「施設型給付費(法第二十八条第一項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)」とあるのは、「地域型保育給付費(法第三十条第一項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。)」を「第十一条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満三歳未満保育認定子ども)に限り、特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」について」と、第十二条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、第十四条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第一項中「施設型給付費(法第二十七条第一項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは、「地域型保育給付費(法第二十九条第一項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第十九条において」と、「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第二項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第十九条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」に改める。

第五十一条第一項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子

(中略)

第五十条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第十四条第一項中「施設型給付費(法第二十八条第一項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)」とあるのは、「地域型保育給付費(法第三十条第一項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。)」を「第十一条中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満三歳未満保育認定子ども)に限り、特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」と、第十二条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第十四条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第一項中「施設型給付費(法第二十七条第一項の施設型給付費をいう。以下この項、第十九条及び第三十六条第三項」とあるのは、「地域型保育給付費(法第二十九条第一項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第十九条」と、「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第二項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第十九条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」に改める。

第五十一条第一項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子

ども」に改め、同条第二項中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども」を「満三歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 特定地域型保育事業者が第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特別地域型保育給付費（法第三十条第一項の特別地域型保育給付費をいう。次条第三項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この節（第四十条第二項を除き、前条において準用する第八条から第十四条まで（第十条及び第十三条を除く。）第十七条から第十九条まで及び第二十三条から第三十三条までを含む。次条第三項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第三十九条第二項中「利用の申込みに係る法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満三歳未満保育認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」とあるのは「法第十九条第一項第一号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（次条第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案

ども」に改め、同条第二項中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども」を「満三歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 特定地域型保育事業者が第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特別地域型保育給付費（法第三十条第一項の特別地域型保育給付費をいう。次条第三項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この節（第四十条第二項を除き、第五十条において準用する第八条から第十四条まで（第十条及び第十三条を除く。次条第三項において同じ。）第十七条から第十九条まで及び第二十三条から第三十三条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第三十九条第二項中「利用の申込みに係る法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満三歳未満保育認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」とあるのは「法第十九条第一項第一号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第五十二条第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家

し、保育を受ける必要性が高いと認められる満三歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第四十三条第一項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第二項中「法第二十九条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第三十条第二項第二号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「前二項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第十三条第四項第三号イ又はロに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「前三項」とする。

第五十二条第一項及び第二項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 特定地域型保育事業者が第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、本章の規定を適用する。この場合において、第四十三条第一項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第十九条第一項第二

族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満三歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第四十三条第一項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第二項中「法第二十九条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第三十条第二項第二号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「前二項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第十三条第四項第三号イ又はロに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「前三項」とする。

第五十二条第一項及び第二項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 特定地域型保育事業者が第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、本章の規定を適用する。この場合において、第四十三条第一項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第十九条第一項第二

号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。」と、同条第二項中「法第二十九条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第三十条第二項第三号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満三歳以上保育認定子どもに対するもの及び満三歳以上保育認定子ども（令第四条第一項第二号に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第十三条第四項第三号イ又はロに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

（後略）

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満三歳未満保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。」と、同条第二項中「法第二十九条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第三十条第二項第三号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満三歳以上保育認定子どもに対するもの及び満三歳以上保育認定子どもに係る第十三条第四項第三号イ又はロに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

（後略）